

報告第12号

専決処分について報告の件（その2）

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので報告するものであります。

平成30年6月1日提出

芽室町長 宮 西 義 憲

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定

町は、損害賠償の額を次のとおり決定する。

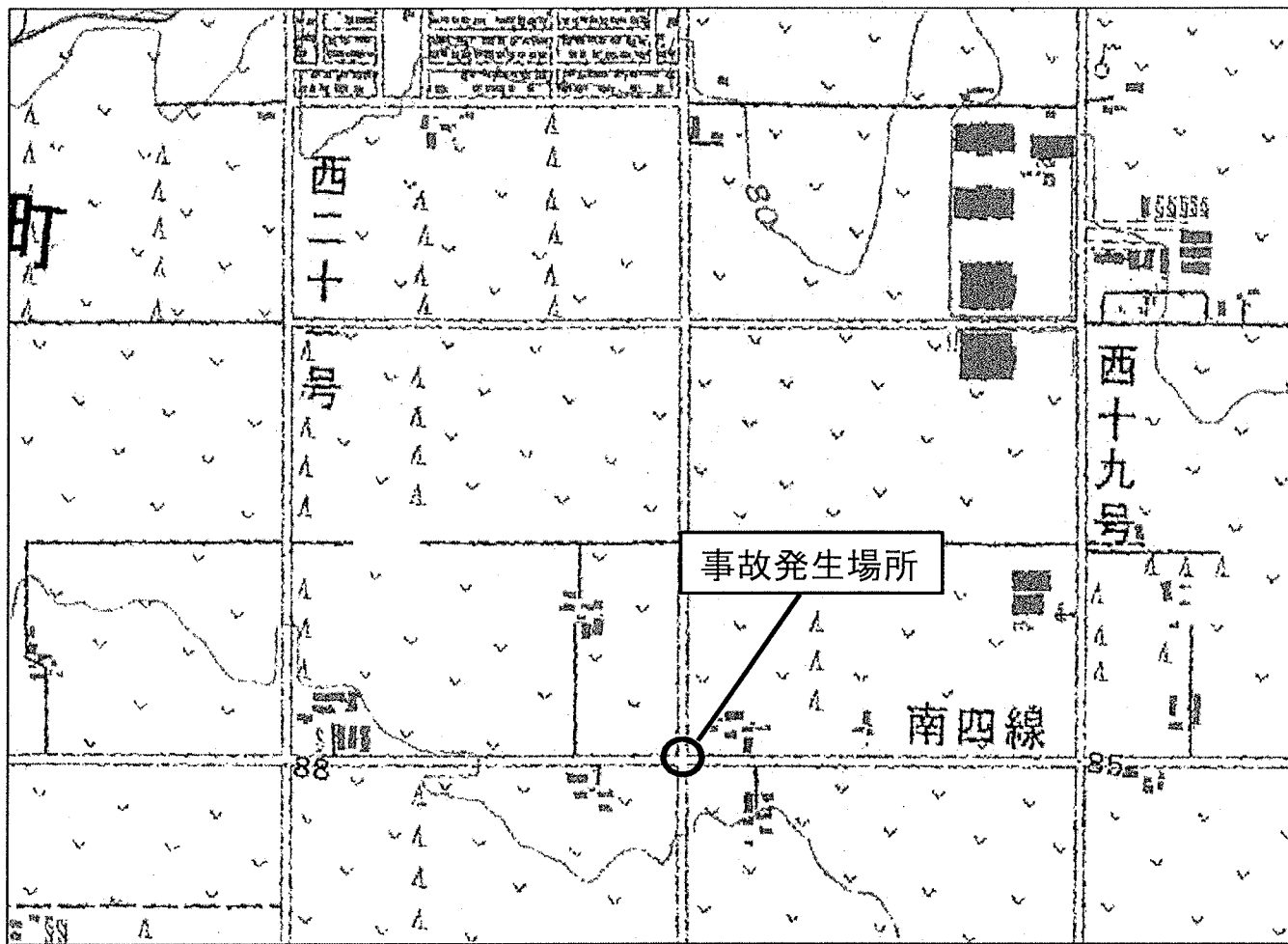
- 1 損害賠償の額 125,188円
- 2 損害賠償の相手方 芽室町東芽室南2線16番地2
社会医療法人社団 三草会

平成30年4月23日 専決処分

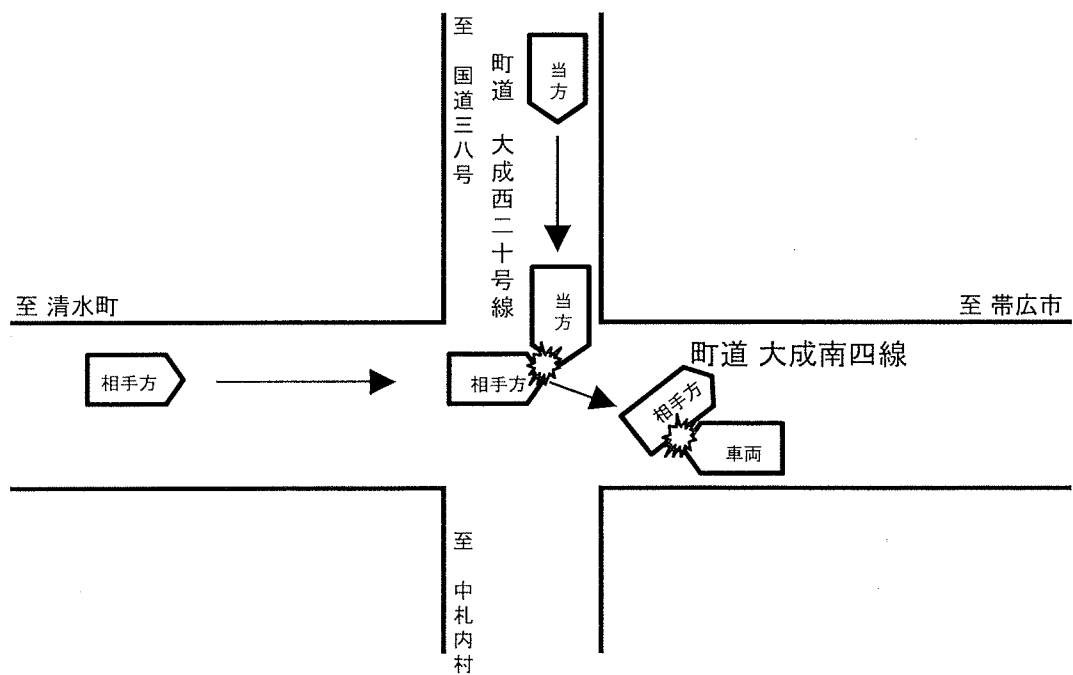
説 明

平成30年1月22日午前9時40分頃、道路パトロール中、町道大成西二十号線を南進し、町道大成南四線との交差点で一時停止をしようとしたところ、路面凍結により静止できないまま交差点に進入し、町道大成南四線を西から東へ通行していた相手方車両と衝突し、車両を破損させたものであります。

位置図



事故発生状況図



4